

1. 件名：中国電力株式会社 非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告について
2. 日時：令和5年4月5日 15時10分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システム利用）
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
志賀上級原子炉解析専門官、浅野上席監視指導官、伊藤運転検査官補
中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）
本社 原子力設備マネージャー 他3名

5. 要旨

中国電力から、柏崎刈羽原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機（以下「D/G」という。）（B）過給機軸固着事象に関連し、島根原子力発電所の1号機D/G（A）の過給機を点検したことから、その点検結果について提出資料に基づき以下の説明を受けた。

また、柏崎刈羽原子力発電所1号機D/G過給機軸固着事象を踏まえた第一判定の考え方について説明を受けた。

○過給機のロータシャフト中心からレーシングワイヤ孔位置までの寸法を計測し、隣り合うタービンブレードとの孔位置ずれ寸法を算出した結果、継続使用可否判定フローの第一判定である設計上の最大位置ずれ寸法 0.22mm 以内であったことから、継続使用可能と判断した。

○第一判定の最大位置ずれ寸法については設計公差を基に決定した値であり、加工不良の有無（設計公差を大きく逸脱していないこと）を確認する目的で設定していることから、計器誤差については考慮不要と考える。

原子力規制庁から中国電力に対し、今後点検予定のD/G過給機の点検結果について新たな知見及び不具合がなければ、点検結果報告書をメール等で送付することも可能である旨伝えた。

6. 提出資料

- ・島根原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機（A）過給機の点検結果について
- ・柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用D/G過給機軸固着事象を踏まえた第一判定の考え方について

以上